

～12月は県内一斉地方税滞納整理強化月間です～

税金の納期内納付にご協力願います

問 税務課 ④(57) 4 1 2 4

■公平性の確保

町税は、納期限までに自主的に納めていただくものであり、町民の皆さんの生活に必要な福祉や教育、まちづくりなど行政サービスを行うための貴重な財源です。町税等の納期が過ぎても未納の人は早めに納付してください。野木町を含め県内全市町は、県と連携して納期内に納付している方との公平性を確保するため、12月を滞納整理強化月間として徴収の強化に取り組みます。

■税金を滞納すると財産が差押えられます

給与収入など納税できる支払能力があるにも関わらず住宅ローンや他の借り入れなどの支払いを優先して納税いただけない人には給与差押を強化しています。町が勤務先に給与照会等を行うことにより、町税等滞納の事実が勤務先にわかることになり社会的な信用も失うこととなります。その他差押えの対象は、預貯金、生命保険、不動産、確定申告による所得税の還付金など多岐にわたります。

■県と町が一体となった滞納者の徴収対策

栃木県地方税滞納整理推進機構は、県と市町が連携し、協議・進行管理等を行うことにより財産調査や滞納処分を迅速・確実にを行います。町では徴収の難しい滞納案件を栃木県地方税滞納整理推進機構に移管し成果を上げています。



農業収穫体験

問 産業課

(野木町認定農業者協議会事務局)
④(57) 4 1 5 1

農作物の収穫体験を通して、私たちの「食」について見直してみるのはいかがでしょうか。町認定農業者協議会では、町内農家の協力を得て、収穫体験を開催します。

日 平成30年1月27日(土) 13時～
所 川田集落センター

(野木町川田572-1)

※申し込み時に地図をお渡しいたします。

容 ちぢみほうれん草の収穫体験、
収穫作物試食

(豚汁をご用意いたします)

対 町内在住者(家族での参加歓迎)

※中学生以下だけの参加は不可

定 先着15家族

¥ ひと家族500円

申 12月11日(月)～22日(金)

参加料を添えて問い合わせ先へ

※申し込みの際に詳しい案内を配付します。

「米粉まんじゅう講習会」
参加者募集

問 産業課

(町農村生活研究グループ協議会事務局)
④(57) 4 1 5 1

農村生活研究グループ協議会では、地産地消・食育の推進をめざし料理講習会を開催します。生産者で食育ソムリエの岩崎さんによる簡単にできる米粉まんじゅうづくりです。是非ご参加ください。

日 平成30年1月27日(土)

10時～13時

所 町公民館 調理室

定 先着20名

対 町内在住者

¥ 500円(材料費等)

持 参するもの

エプロン、三角巾、マスク、

筆記用具

申 12月18日(月)～22日(金)

参加料を添えて問い合わせ先へ

